

インド知的財産審判委員会 (IPAB) の構成、機能、 および現状 (後編：現状)



R. パルタサラティール
L&S Attorneys
筆頭パートナー

ババット・
ヴィニット
(株)サンガム IP
代表取締役社長

・ R.パルタサラティールはインド弁護士、弁理士で、L&S(All India)の筆頭パートナーとして知的財産部を統括している。特許、意匠、商標、植物種保護、生物多様性法、物品税、税関の専門家、さらに知的財産訴訟、特に、特許訴訟にも積極的に関わっている。

・ ババット・ヴィニットはインド特許弁理士で、(株)サンガム IP の代表取締役社長。金沢工業大学大学院客員教授(2004年～)。プネ大学(インド)修士課程修了、東京大学博士課程修了。日本弁理士会 E-LEARNING にてインド特許、意匠、商標講座講師。複数の日本の企業および特許事務所の顧問。

E) IPAB の現状

2016年5月13日に、IPABの前委員長 Basha 判事の退任後、その時点でただ一人の商標技術委員であった Sanjeev Kumar Chaswal 氏は、IPAB の代理委員長に任命された。すなわち、副委員長および特許技術委員の役職は空席のままであった。上記の欠員により、聴聞に必要な委員の定足数が満たされず、IPAB は機能しなくなり、その結果、膨大な数の未処理の事案（申請および上訴）が発生し、継続している。

IPAB の空席を埋めるように中央政府を指導する目的で、マドラス高等裁判所¹およびデリー高等裁判所²に多数の特別裁量不服申立が提出された。それにもかかわらず、空席は継続しており、聴聞を実施するために必要な委員数は依然として不足している。

2018年1月1日、没収財産に関する上訴裁判所（Appellate Tribunal for Forfeited Property）の委員長であった Manmohan Singh 元判事が、IPAB の委員長を兼任することになり、IPAB の機能は回復に向かったが、その後、2018年

¹ WP 6654 of 2017 before the Madras High Court

² W.P.(C) 3671/2017 before the Delhi High Court

12月5日、商標技術委員 Sanjeev Kumar Chaswal 氏が引退したため、IPAB は再度機能しなくなった。中央政府は副委員長と技術委員（特許、商標、著作権）の空席を埋めるために募集³を行ったが、これらの席が埋まることはなかった。その結果、IPAB では事案の受け付けは止まっていないものの、委員が不足しているため、事案の審理はストップしている。

IPAB のこの状態を不服として Mylan Laboratories Limited（以下、Mylan 社）はデリー高等裁判所に特別裁量不服申立⁴を提出した。Mylan 社は、特許管理官が1970年特許法に基づき発した2019年3月14日付命令に対して、特別裁量不服申立と共に、命令の中止を求める申請をIPABに上訴していたところ、IPABでその申請が審理されていない、と主張した。Mylan 社は、特許技術委員の役職が長期間空席になっているため、審理が長時間滞っていると指摘した。Mylan 社は、暫定救済を得るべく、自己の特別裁量不服申立を優先的に審理することを求めた。また、代替案として、Mylan 社は、1970年特許法115条に基づく専門家委員会を構成する科学専門家の助力を得て、法務委員である委員長が一人でこの事件を審理するようデリー高等裁判所がIPABに指示することを求めた。当該嘆願書の審理の過程で、デリー高等裁判所は、IPABの構成員の欠員の詳細、空席を埋めるために政府が取った行動、空席を埋めるための遅れの理由に関する報告書を提出するように中央政府に指示した。2019年5月24日に、IPABの副登録官（Deputy Registrar）はIPABの現状報告を裁判所に提出した。当該報告の関連部分は以下のとおりである。

7. 1999年商標法84(2)条に規定されている事件の審理を行うための審判廷は、2016年5月14日～2017年12月31日まで、および2018年12月5日以降は構成できなかった。

8. 現在2626の商標事件、617の特許事件、691の著作権事件、1の地理的表示事件がIPABに係属中である。

³ <https://dipp.gov.in/jobs/filing-various-posts-office-ipab-chennai-under-administrative-control-dipp-ministry-commerce>

⁴ W.P.(C) 5571/2019 before the Delhi High Court

9. さらに、高等裁判所および最高裁判所は、高等裁判所および最高裁判所に提起された控訴のうちのいくつかについて、時限的に訴訟を処理するよう IPAB に指示した。しかし、1999 年商標法 84(2)条に規定されている審判廷は構成できず、審理を行うことはできない。

10. 2017 年 5 月 12 日から、IPAB では、委員長のみが在籍しており、植物品種保護技術委員を除く、商標、特許、および著作権に関する技術委員の役職は空席である。したがって、委員長は審理を行うことができず、多数の事案が IPAB において係属中である。

VII 未処理の案件の詳細		
整理番号	内容	2019 年 5 月 3 日までに未処理の案件の件数
1	商標	2626
2	特許	617
3	地理的表示	1
4	著作権	691

VIII 2003 年 9 月 15 日から現在までの委員長、副委員長および委員の空席状況と期間			
整理番号	役職	から	まで
1	委員長	2006 年 3 月 19 日	2006 年 11 月 28 日
		2010 年 8 月 11 日	2011 年 5 月 8 日
		2013 年 8 月 9 日	2013 年 8 月 28 日
		2016 年 5 月 14 日	2017 年 12 月 31 日
2	副委員長	2005 年 3 月 15 日	2006 年 2 月 26 日
		2008 年 3 月 20 日	2009 年 6 月 21 日

		2014年6月22日	現在も空席
3	商標技術委員	2004年2月21日 2011年2月6日 2013年12月1日 2018年12月5日	2006年2月5日 2012年1月1日 2013年12月4日 現在も空席
4	特許技術委員	2010年12月3日 2016年5月4日	2011年5月3日 現在も空席
5	著作権技術委員	空席	空席

当該報告書には、委員長、副委員長および技術委員の任命が遅れている理由についての記載はない。そのため、中央政府はこの報告を完成させるために追加の時間を要求した。その後、裁判所は、2019年5月30日の特別裁量不服申立における当事者らの主張を審理したうえでこの事案を留保した。

2019年7月8日付け命令⁵において、デリー高等裁判所の1名の判事（Single Judge）は、IPABにおいて、著作権技術委員は今までに一度も任命されたことがないこと、特許技術委員の役職は2016年5月4日以降空席であること、商標技術委員の役職は2018年12月5日以降空席であること、現時点でIPABには植物品種保護技術委員の1名の技術委員しか在籍していないことを指摘した。判事は、3935件の事案が未処理状態であり、商標、著作権および特許に関連する訴訟はこれらの専門分野に関連する技術委員がいなかったため処理できていないと述べた。判事はまた、特許の存続期間はわずか20年であり、多くの場合、審決のないまま特許の存続期間が過ぎており、当事者の権利が厳しく侵害されていると述べた。判事は、「1999年商標法84(2)条は審判廷が法務委員と技術委員からなることを規定しているが、技術委員が欠員している場合、または技術委員が任命されているが審理に参加できない場合において、法は遵守および採択される手続きについては言及していない」と述べた。

⁵ <http://lobis.nic.in/ddir/dhc/JRM/judgement/08-07-2019/JRM08072019CW55712019.pdf>

判事は、立法の意図は IPAB の継続性を保つことであり、技術委員の欠員によるその停止ではないことを示唆したうえで、本件では必要性の教義 (doctrine of necessity)⁶を喚起しなければならないと判示した。判事は次のように判断した。

- 技術委員が欠員の場合、IPAB は緊急事態の審理に進むことができ、言い渡された命令は審理に必要な委員数 (Coram または Quorum) が足りないことを理由に無効になることはない。
- IPAB の委員長および植物品種保護技術委員は、他の技術委員の欠員が埋まるまで特許、商標、および著作権に関連する緊急事項を審理することが可能である。また、言い渡された命令は審理に必要な委員数が足りないことを理由に無効になることはない。
- 植物品種保護技術委員が何らかの理由で不在である、または審理に参加することを拒否する場合、IPAB の委員長は緊急の事件を審理する。特許関連の事件に関しては、IPAB の委員長は、1970 年特許法 115 条に基づく専門家委員会の専門家の見解を求めればよい。
- IPAB の委員長は、IPAB の機能の継続性を確実にするために上記の指示を確実に守らなければならない。

本特別裁量不服申立に関して、判事は、IPAB の委員長および植物品種保護技術委員に、裁量不服申立人の事案を早急に処理し、6 週間以内にそれを決定するよう努めるよう指示した。また、判事は、IPAB の委員長および植物品種保護技術委員は、特許、商標、および著作権に関連するその他の緊急事項を取り上げてよいと判断した。また、判事は、1970 年特許法 115 条に基づく専門家委員会の中からの科学専門家を任命することおよび新たな任命が行われるまで委員長が就任すべきであるに関する裁量不服申立人の要求に関しては次回の公聴会、つまり 2019 年 8 月 20 日、で審理すると述べた。

⁶ As explained in Election Commission of India v. Dr. Subramaniam Swamy, 1996 4 SCC 104; M/s Kwaliti Restaurant and Ice Cream Co. v. The Commissioner of VAT, Trade and Tax Department, (2012) 194 DLT 195 (DB); Talluri Srinivas v. Union of India, Ministry of Corporate Affairs, 2018 SCC OnLine Del 7765; Bharat Bijlee Limited v. Commissioner of Trade and Taxes, (2016) 231 DLT (CN) 2 (DB)

F) 結論

デリー高等裁判所による上記の判決は、IPAB の大量の未処理案件に対処し、知的財産の権利者への深刻な影響に対抗することを目的としているが、それはさらなる混乱を招き、さらなる疑問を投げかけることになり得る。

第一に、IPAB において、審理に必要な委員数はさまざまな法令に由来しており、単にその法律が欠員の問題について規定していないという理由だけで、審理に必要な委員数が不足した状態で審理しても良いとは言えないであろう。

第二に、どれが緊急事案なのか、そしてどの事案が緊急でまたは緊急ではないことを委員長がどのように判断するべきかについての判断は明確ではない。

最後に、本判決によれば、植物品種保護技術委員は、委員長と共に、他の欠員が埋まるまで、特許、商標、および著作権の緊急事件を有効に審理することが可能である、とされている。これは各知的財産権のために個別に技術委員を任命することの背後にある目的を無視している。

この判断を法律家および政府がどのように受け止めるか、今後の動向が注目される。

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)